

台東区国土強靱化地域計画

令和3年3月

台東区

はじめに

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの地震災害のほか、毎年のように発生する台風や豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われてきました。

本区の歴史を振り返ってみても、大正12年（1923年）に発生した「関東大震災」をはじめ、江戸時代でもたびたび大規模な地震が発生しており、なかでも「安政江戸地震」（安政2年（1855年））では数えきれないほどの家屋や土蔵が崩れ、更には地震による火災が江戸市中で発生し、多くの犠牲者を出したと言われています。

水害では明治43年（1910年）に完成した荒川放水路により河川の氾濫は少なくなりましたが、昭和33年（1958年）の狩野川台風では、区内の広い範囲で浸水の被害を受けました。

近年、本区では、多数の死者を伴う災害には見舞われていないものの、このような大規模自然災害の歴史を顧みると、災害が発生するたびに長い時間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しであったといえます。

この繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、国は、平成25年10月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定しました。

本区においても、切迫する首都直下地震や気候変動により激甚化、頻発化する台風や豪雨災害が危惧されていることから、国及び東京都の策定状況を踏まえ、これまで以上に強靱なまちづくりや体制の構築を推し進めていくため「台東区国土強靱化地域計画」を策定しました。

先人達のたゆまぬ努力の積み上げにより発展してきた台東区を、いかなる大規模自然災害が発生しても機能不全に陥ることのない、安全で安心なまちを目指し、全力で取り組んでまいります。

令和3年3月

台東区長 服部 征夫

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	近年の災害	2
	（1）地震	2
	（2）風水害	2
3	区の地域特性	3
4	地域計画の位置づけ	6
5	基本的な進め方	7
	（1）想定するリスク	7
	（2）策定方法	7
	（3）分野別の設定	8
6	強靱化の基本的な考え方	8
	（1）基本目標	8
	（2）事前に備えるべき目標	9
	（3）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	10
	（4）区で取り組む施策	12
	（5）脆弱性の分析・評価	12
	（6）計画の推進	12
7	脆弱性の評価・強靱化のための推進方針	13
	事前に備えるべき目標 1	13
	事前に備えるべき目標 2	21
	事前に備えるべき目標 3	25
	事前に備えるべき目標 4	26
	事前に備えるべき目標 5	27
	事前に備えるべき目標 6	30
	事前に備えるべき目標 7	33
	事前に備えるべき目標 8	36

別紙1 台東区強靱化のための推進事業

別紙2 各施策分野とリスクシナリオとの対応表

1 計画策定の趣旨

東日本大震災をはじめとして、人々の暮らしに甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生も懸念されています。

国は平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という）を制定し、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めていくための枠組みを整備しました。このような国の動きに合わせて、都では様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、弱点を明らかにしたうえで、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていく指針として、「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

一方、区では、これまで災害に応じた対応などをまとめた台東区地域防災計画の作成及び修正を行ってきましたが、このような背景を踏まえ、様々な自然災害から区民を守るため、「台東区国土強靱化地域計画」を策定し、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていきます。

【参考】

国土強靱化とは・・・

強靱性とは、「強くしなやかな」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

【参考】

国土強靱化地域計画（基本法第13条）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

2 近年の災害

(1)地震

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0、最大震度 7 を記録し、東北から関東地方に至る広範囲の地域で甚大な被害をもたらしました。区内においても震度 5 弱を記録し、主な被害として、建物全壊 2 棟、半壊 2 2 棟、人的被害では負傷者 6 名（いずれも軽症）が確認されました。ライフラインの状況は、電気、ガスには被害が出なかったものの、水道は、2 か所で水道管が破裂する被害が発生しました。

また、関東全域のほとんどの鉄道が運行を停止したことから、駅周辺では多くの帰宅困難者が発生し、区では区民館など 2 6 施設を一時待機所として開設し、最大 6,858 名の方が避難しています。

(2)風水害

① 平成 26 年 9 月の大雨被害

平成 26 年 9 月 10 日に発生した大雨は、17 時 30 分に記録的短時間大雨情報が発表され、その前 1 時間では台東区付近で約 100 ミリの雨が降りました。区内の主な被害として、床上浸水 2 棟、床下浸水 32 棟と 5 か所の道路冠水が確認されました。区では、水防本部を立ち上げ、冠水対策として土のうを 1,864 袋（110 か所）配布するなど対応を行いました。

② 令和元年台風 19 号

令和元年 10 月に発生した台風 19 号は、大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、都内 24 区市町村では大雨特別警報が発令され、河川の氾濫や土砂災害の被害が発生しました。区内においては、大雨特別警報は発令されなかったものの土砂災害警戒区域の地域に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、4 か所の緊急避難場所等を開設し 215 人（115 世帯）の避難者を受け入れました。

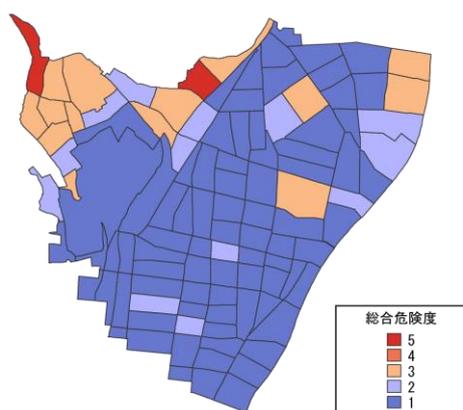


台風 19 号（谷中小の状況）

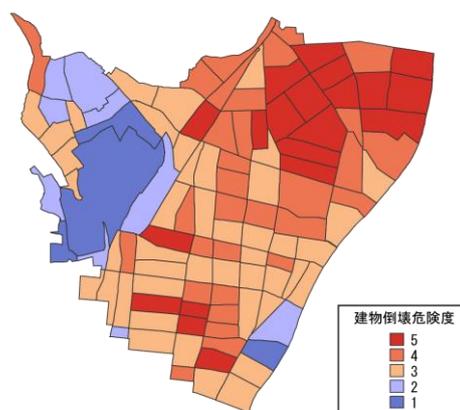
3 区の地域特性

台東区は、北西部から武蔵野台地に連なる上野台が延び、台地上に谷中の寺院、墓地や上野公園が立地し、その南側は、神田川、東側は隅田川に臨む沖積低地となっています。各地域においては以下のような災害上のリスクを抱えています。

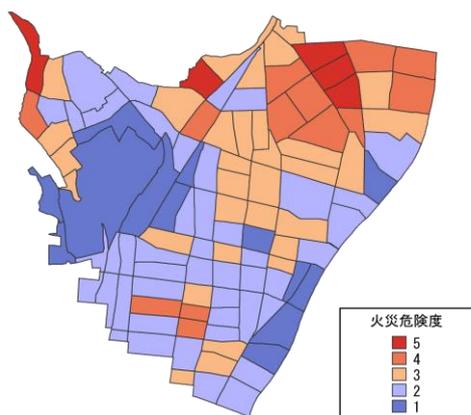
- 根岸・谷中地域には、老朽化した木造建築物や狭い道路が多く、都が公表している地域危険度では、地震の揺れによる建物倒壊や火災の延焼リスクを抱えている。



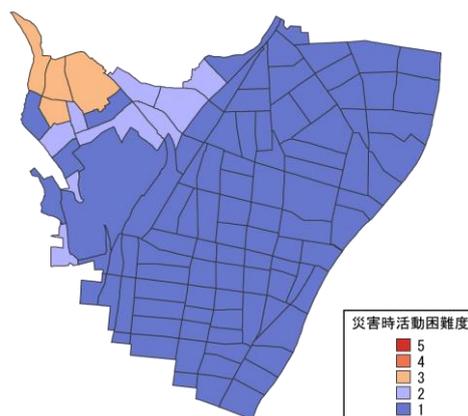
総合危険度 平成 29 年度
 (資料：地震に関する地域危険度測定調査
 (第 8 回) 平成 29 年度)



建物倒壊危険度 平成 29 年度
 (資料：地震に関する地域危険度測定調査
 (第 8 回) 平成 29 年度)



火災危険度 平成 29 年度
 (資料：地震に関する地域危険度測定調査
 (第 8 回) 平成 29 年度)



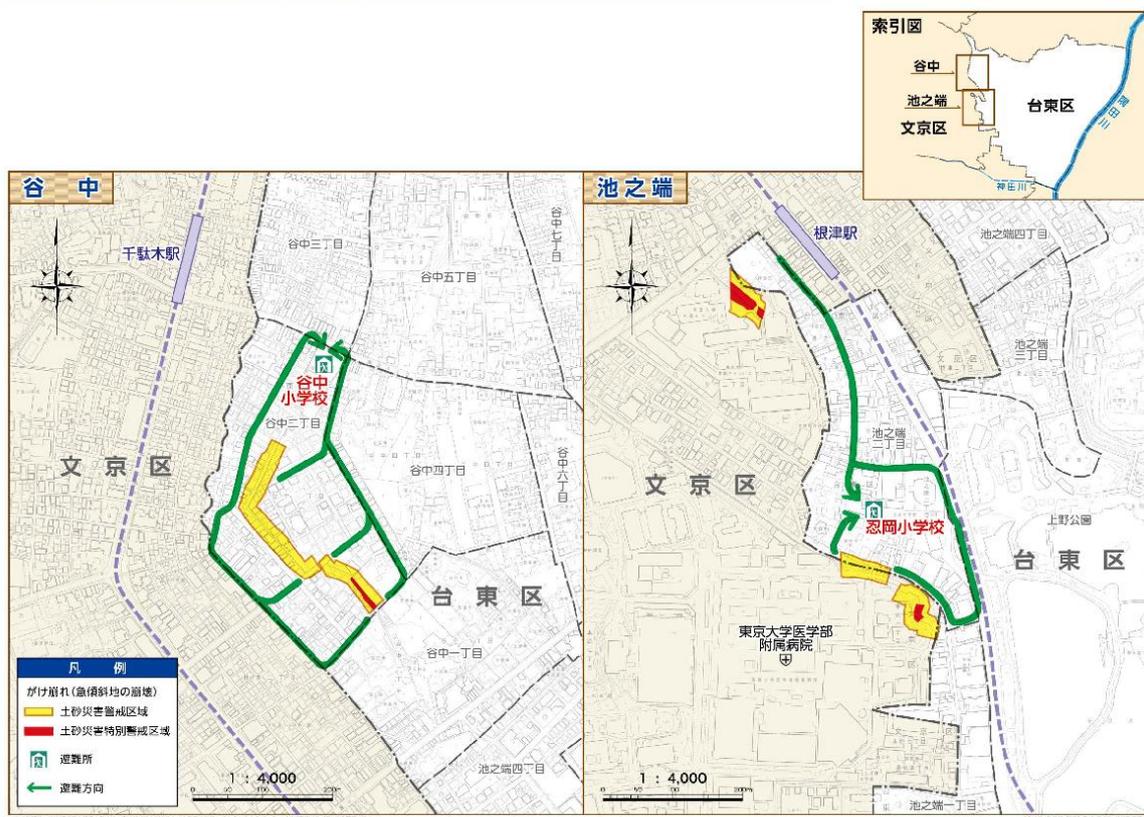
災害時活動困難度 平成 29 年度
 (資料：地震に関する地域危険度測定調査
 (第 8 回) 平成 29 年度)

※地域危険度とは、地震による下記の危険性を町丁目ごとに1(低)から5(高)までのランクで相対評価したものである。

この調査は東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年ごとに東京都が実施している。

- | | | | |
|-----------|--------------------|------------|------------------|
| ① 建物倒壊危険度 | : 地震動による建物倒壊の危険性 | ③ 災害時活動困難度 | : 避難や消化・救助活動の困難さ |
| ② 火災危険度 | : 出火の起こりやすさと延焼の危険性 | ④ 総合危険度 | : 上記3指標を加味した危険性 |

- 谷中、池之端地域には、大雨等による地盤のゆるみ、地震などの影響でがけ崩れが発生する恐れがあるとして、土砂災害警戒区域が存在している。



台東区土砂災害ハザードマップ（令和2年1月発行）

- 上野台以外の地域には、荒川が氾濫した場合、最も深い場所で5 m程度の浸水深となり、浸水する多くの地域は2週間以上水につかることが想定されている。

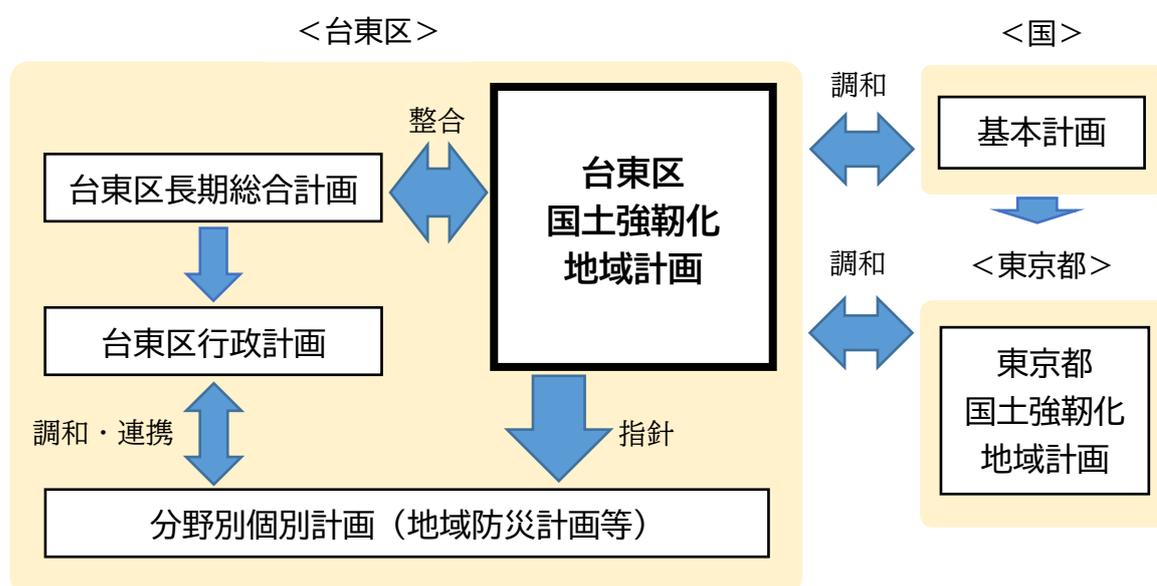
- 上野や浅草、谷中地域等は、都内有数の観光地であり、大規模自然災害が発生した場合、観光客をはじめとする大量の帰宅困難者が発生するリスクを抱えている。



上野駅周辺滞留者対策推進協議会・JR 上野駅構内事業者・台東区
合同帰宅困難者対策訓練

4 地域計画の位置づけ

基本法第13条に「国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、国土強靱化に係る区の取り組みの指針としての性質を有するものとします。そのため、区政運営の長期的指針である長期総合計画との整合・調整を図りつつ、自然災害別の対処を具体的に示している「地域防災計画」の指針として位置づけることとします。



5 基本的な進め方

(1)想定するリスク

区内で想定される大規模自然災害全般の中から、区が認識する以下の災害を想定することといたします。

【リスク内容】

地震、地震火災、液状化現象、内水氾濫、外水氾濫、高潮、土砂災害、火山

(2)策定方法

「国土強靱化基本計画」及び「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、平成31年3月に策定した台東区長期総合計画に基づき以下の手順で検討します。

○STEP 1 地域を強靱化するうえでの目標の明確化

国や都の目標を参考に4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標の設定

○STEP 2 起きてはならない最悪な事態、施策分野の設定

大規模自然災害を前提に起きてはならない最悪な事態（リスクシナリオ）の想定

施策分野については、長期総合計画の4つの基本目標の各施策とする。

○STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

リスクシナリオを回避するための各施策を整理し、個別施策ごとに脆弱性の分析、評価を実施

○STEP 4 リスクへの対応方策の検討

各リスクに対する対応方針の検討

○STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け

各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急度等から重点化と優先順位付けを実施

(3)分野別の設定

長期総合計画の4つの基本目標に基づき、以下の分野を設定します。

- | | |
|----------|---------|
| ①子育て分野 | ②教育分野 |
| ③生涯学習分野 | ④健康分野 |
| ⑤福祉分野 | ⑥文化分野 |
| ⑦産業分野 | ⑧観光分野 |
| ⑨まちづくり分野 | ⑩防災防犯分野 |
| ⑪環境分野 | |

6 強靱化の基本的な考え方

(1)基本目標

区では、国土強靱化を推進するため、「国土強靱化基本計画」と「東京都国土強靱化地域計画」に掲げられた基本目標、区の地域特性を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定し、本計画を推進します。

- | |
|----------------------------------|
| 1 人命の保護が最大限に図られること |
| 2 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること |
| 3 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること |
| 4 迅速な復旧復興に資すること |

(2)事前に備えるべき目標

4つの基本目標の実現に向け、前述で示したリスク（大規模自然災害）を想定してより具体化し、達成すべき目標として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

【目標1】

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

【目標2】

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

【目標3】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

【目標4】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

【目標5】

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

【目標6】

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

【目標7】

制御不能な二次災害を発生させない。

【目標8】

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(3)起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

事前に備えるべき 8 つの目標に対して、想定した自然災害を踏まえて 2 1 の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を設定します。

目標 1 : 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

	起きてはならない最悪のシナリオ
1-1	大規模での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

目標 2 : 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

	起きてはならない最悪のシナリオ
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生などによる健康状態の悪化・死者の発生

目標 3 : 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

	起きてはならない最悪のシナリオ
3-1	区有施設及び区職員等の被災による行政機能の大幅な低下

目標 4 : 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

	起きてはならない最悪のシナリオ
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (郵便事業、テレビ、ラジオ放送の中断等)

目標 5：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

	起きてはならない最悪のシナリオ
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2	食料等の安定供給の停滞

目標 6：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

	起きてはならない最悪のシナリオ
6-1	ライフラインの長期間にわたる供給停止
6-2	地域交通ネットワークが分断する事態

目標 7：制御不能な二次災害を発生させない

	起きてはならない最悪のシナリオ
7-1	市街地での大規模火災の発生
7-2	風評被害等による経済等への甚大な影響

目標 8：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

	起きてはならない最悪のシナリオ
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4)区で取り組む施策

強靱化に向けた取り組むべき施策については、「台東区長期総合計画」の4つの基本目標から分析、検討を行うこととします。(別紙2)

(5)脆弱性の分析・評価

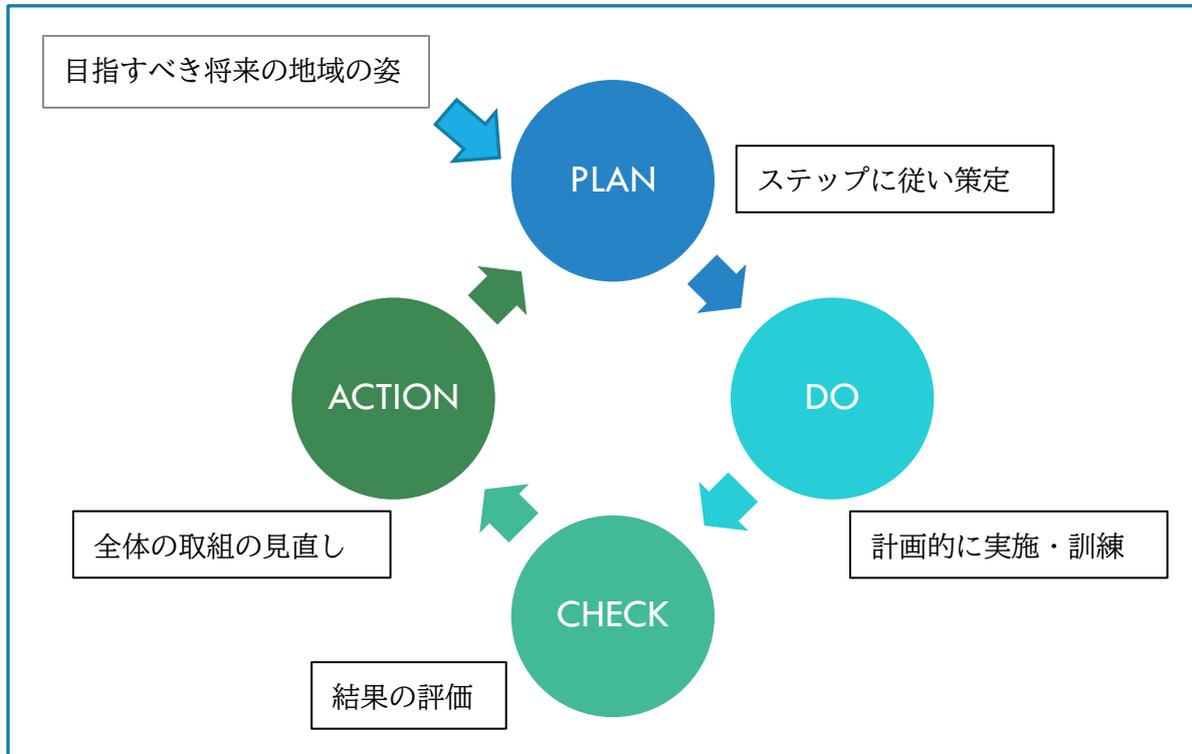
各施策(長期総合計画の4つの基本目標)の進捗状況、また目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の回避が可能であるか、不可能である場合は何が足りないかを分析します。

当該事態の回避に向け、課題の抽出をしたうえでどのような施策が有効であるかを分析、整理します。

なお、以降の項において、強靱化のための推進方針を事前に備えるべき目標ごとにまとめていきます。

(6)計画の推進

本計画の推進にあたっては、強靱化に向けた施策の進捗状況を把握・検証することによりPDCAサイクルを実践し、適宜見直しを行います。



7 脆弱性の評価・強靱化のための推進方針

事前に備えるべき目標1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。

1-1	大規模での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
-----	--

脆弱性の評価

1 【耐震性の促進】

- 阪神・淡路大震災では地震による直接的な犠牲者のうち9割の方々が住宅・建築物の倒壊による圧迫死や窒息死で命を失っている。建築基準法に定められる耐震基準は昭和56年に大幅な変更が加えられたが、この地震で倒壊した建築物の大部分が昭和56年以前(旧耐震基準)に建てられたものだった。そのため、旧耐震の建築物(住宅、マンション等)に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修工事などに助成を行う必要がある。
- 緊急輸送道路は、震災時の救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、区民の生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要となる。
- 道路は、区民等が安心して安全に暮らしていくうえで、重要な役割を担っている。しかし、区内には幅員4メートル未満の狭あい道路が多く存在し、日照・通風等の確保が難しいといった住環境の面だけでなく、地震や火災などの災害時や緊急時の消火活動や避難・救急活動に支障を及ぼし、火災の延焼を助長するなどのおそれがある。(7-1再掲載)
- 区内には商店街が整備したアーチ、アーケード、街路灯といった共同施設が存在するが、発災時に倒壊・損傷等の事故を起こさぬよう必要な耐震性能を十分に維持し続ける必要がある。
- 耐震性が脆弱な老朽建築物が倒壊すると、建物内やその周囲にいる人々に甚大な被害を与えるおそれがある。

2 【区有施設の保全】

- 災害時には避難所等区有施設を活用して災害対応を行うこととなっているが、発災後にも安全に活用できるよう維持する必要がある。
- 災害時の事務スペース等に設置されている書庫等の備品が転倒、破損、倒壊することにより、死傷者が発生するおそれがある。

3【不燃化促進・活動困難区域解消】

- 密集住宅市街地や準防火地域または新たな防火規制内の地域（密集住宅市街地は除く）において、地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物等への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。また、狭い道路が多く、消防車等の進入が困難となる。（7－1再掲載）

4【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】

- 地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。特に阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の6割以上が電気に起因する火災とされており、停電が復旧した際に起きる通電火災を防ぐ必要がある。（7－1再掲載）
- 首都直下地震が発生し自宅が倒壊した際、区民は避難所での生活が余儀なくされることとなるが、その際に避難所の開設時には避難者間の衝突・混雑が予想される。町会を中心とした地域コミュニティの強化及び区や防災機関との連携が必要となる。（7－1再掲載）
- 要配慮者が避難所での避難生活を安全に送るため、要配慮者に配慮した避難所運営が必要となる。
- 耐震化されたマンション等では避難所ではなく、自宅での避難を行うこととなるが、停電等によるエレベータや給水設備の停止による住民の混乱が生じるおそれがある。

推進方針

1【耐震性の促進】

- 安心して生活できるまちづくりの早期実現を図るため、区内マンションへの助成（耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に要する費用の一部を助成）を行うことにより、耐震化や安全性の向上を図っていく。
- 災害に強いまちづくりの早期実現のため、地震、台風等の自然災害に備えて、区内の住宅・建築物等への助成（耐震診断、耐震改修工事、除却工事、ブロック塀等の改善工事、がけ・擁壁の改修工事、外壁等落下防止のための改善工事及び段階改修工事に要する費用の一部を助成）をすることにより、住宅・建築物等の耐震化を推進する。
- 災害に強いまちづくりの早期実現のため、区内の緊急輸送道路沿道建築物への助成（耐震診断、補強設計、耐震改修工事等に要する費用の一部を助成）をすることにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化および地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。
- 安全・安心なまちづくり、良好な住環境の形成の早期実現のため、整備支障物件の除却等に要する費用の助成や整備用地の舗装等を行い、狭あい道路整備を推進する。(7-1再掲載)
- 商店街が行う施設整備にかかる経費を補助することにより、商店街全体の防災力の向上を図る。
- 「東上野四・五丁目地区まちづくり推進」では、適正な土地利用の誘導や大規模敷地の機能更新により、街区内の老朽建築物の更新を図り、地域危険度の改善を図る。

2【区有施設の保全】

- 台東区公共施設保全計画に基づき、予防保全型管理の推進と計画的な施設更新を行い、区有施設の維持を図っていく。(3-1再掲載)
- 事務スペースなどに設置している備品の転倒防止対策を進めていく。(3-1再掲載)

3【不燃化促進・活動困難区域解消】

- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、老朽建築物の除却または建替後の建築物を耐火建築物または準耐火建築物にすることにより、建築物の不燃化を促進していく。また、道路用地や公園用地を取得し、道路の拡幅整備やオープンスペースの整備をしていく。(7-1再掲載)
- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、地域住宅計画に基づく事業により、建築基準法の規定よりも耐火性能を向上させた建築物の整備を促進していく。(7-1再掲載)
- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、敷地の細分化防止、高さの制限、防災区画道路の拡幅等の規制をかけ、住環境の向上や防災性の向上を図っていく。また、既存のまち並みの維持保全にも配慮しつつ、地区の特性等に応じたまちづくりを推進するなどの対応や防災計画を検討する必要があるため、新たな景観誘導策手法を用いて、密集事業（密集市街地総合防災事業等）の推進と谷中の美しい歴史的風土を維持していく。(7-1再掲載)
- 地域が中心となるまちづくり協議会等の場において、地区全体のまちづくりの目標や各分野別方針に基づき協議を行い、防災力の向上を図っていく。また、防災訓練において、初期消火訓練等の図上訓練や不燃化セミナー

一を都や消防署と連携して実施し、区域全体での官民の連携した防災意識の向上を図っていく。(7-1再掲載)

- 不燃領域率の低い地域を対象に、建替え支援事業を実施する。これにより木造建築物から準耐火・耐火建築物への建て替えを促進することで、大規模な地震等による火災時の延焼防止を図り、災害に強いまちづくりを推進する。(7-1再掲載)

4【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】

- 東京都が公表する火災危険度の高い地域(町丁名別)にスタンドパイプ等の消火資器材を配備するとともに、消火資器材を活用した初期消火訓練を実施し、地域の初期消火体制の強化を図っていく。(7-1再掲載)
- 震度5強以上の揺れによりブレーカーを自動的に落とす感震ブレーカーの普及啓発を図っていく。(7-1再掲載)
- 各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による訓練指導や防災出前講座を実施し、区と区民及び防災機関との連携強化を図り、地域の防災力向上を図っていく。(7-1再掲載)
- 要配慮者への対応をはじめとする避難所運営の様々な課題に、避難所運営委員会が適切に対応できるよう、DIG、HUG訓練を地域に働きかけ、また、避難行動要支援者名簿の活用や各避難行動要支援者の個別支援計画を作成し要配慮者対策を進めていく。
- マンションの自治会や住民に対し、長周期地震動等、高層階特有の現象やその対策などを周知するとともに、マンション内に留まる自宅での避難を啓発するため、集合住宅防災資機材購入補助金を活用したマンション内の防災体制の推進を図っていく。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

脆弱性の評価

1【防災まちづくりの推進】

- 直下型地震や台風等による河川の氾濫等大規模な災害が発生した場合には、観光・商業施設等の建築物の火災、倒壊、浸水による被害などが想定される。

2【施設の防災力の向上】

- 発災後の火災により、逃げ遅れ、死傷者が発生するおそれがある。平時より発災時を想定した防災訓練や適切な施設保全が必要である。

3【消防団活動の強化・充実】

- 地域防災力の強化のため消防団への入団促進、消防団活動の充実を図る必要がある。

推進方針

1【防災まちづくりの推進】

- 防災・減災の観点から現状の課題を把握し、事業者等へ適切な方法を提示するとともに、地域全体で取り組む問題として災害時の総合的な防災意識を高め、共有を図っていく。また、大規模な施設等については、防災の観点から公共貢献を講じていく。

2【施設の防災力の向上】

- 民間も含めた建物において、防災訓練の充実を図り、発災時に適切に利用者の誘導や初期消火を行うことができるよう消防署とも連携し取組を進めていく。

3【消防団活動の強化・充実】

- 消防団運営委員会などの場において、消防団活動の更なる強化・充実を図り、区内消防署と連携し地域に密着した団活動の推進を図る。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性の評価

1【広域避難体制の確立】

- 荒川氾濫時には区内の2/3程度の範囲で最大5m程度の浸水深があり、2週間程度の浸水継続時間が見込まれている。都では荒川を含めた長期に渡り広域に浸水する河川の氾濫に関し、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を発足し、その避難方法を検討しており、区においても具体的な避難方法について検討を行う必要がある。

2【地域防災力の向上】

- 近年の発生している河川の氾濫では、多くの住民が逃げ遅れ命を落としている。国は各個人で避難の判断ができるよう警戒レベルの設定等を行い、逃げ遅れを防ぐ対策を講じている。

このような自助の力に加え、近隣への声掛けや町会等地域による避難誘導も大きな力になることから、災害時に地域独自の取組を推進する必要がある。

- 荒川氾濫発生時などにおいて、広域避難等を行う時間的な余裕がない場合の緊急避難先を確保する必要がある。

推進方針

1【広域避難体制の確立】

- 都が開催する「首都圏における大規模水害広域避難検討会」に引き続き参加し協議を進め、国や都、他自治体と連携を図り、広域避難方法、避難場所の具現化を図る。
- 令和2年度に策定した台東区風水害対応方針に基づき、より具体的な風水害時の区への対応を確立する。
- 要配慮者施設の避難確保計画作成を推進し、各施設での迅速かつ的確な避難体制を進めていく。

2【地域防災力の向上】

- 都が作成している「東京マイ・タイムライン」の啓発を図るとともに、地域（自主防災組織）の水害時の共助のあり方を検討する「コミュニティ防災」の推進を図る。
- 民間施設へ協力を働きかけるとともに、公共施設の新設や大規模改修にあわせ、緊急避難先の機能についても検討する。

1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1【土砂災害警戒区域等の指定】

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は谷中、池之端地域の一部が指定されたことを受け、区では土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域を含むその周辺住民に周知を行っている。ハザードマップには避難

場所や避難経路を含む避難方法を示しているが、土砂災害では避難情報の発令に伴い避難所への確実な避難を行う必要があることから、対象住民に対し、土砂災害に対する理解と避難方法について理解を深めてもらう必要がある。

推進方針

1 【土砂災害警戒区域等の指定】

- ハザードマップによる周知に加え、土砂災害防止月間期間中の土砂災害への理解を深めるパネル展示を行うとともに、避難訓練等を実施し、速やかな避難が行えるよう対策を推進する。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 【情報伝達の強化】

- 発災時に、区民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止に非常に重要である。近年、Wi-Fi の整備やスマートフォン・タブレット端末等の普及を踏まえ、既設設備の維持管理および ICT の活用をはじめ、様々な情報通信手段を確保し発信する必要がある。
- 台東区は、多くの外国人観光客が訪れる観光地であり、また在住外国人も多く居住していることから、災害時の情報発信をやさしい日本語や多言語にて行う必要がある。
- 自力での避難が困難な高齢者・障害者が、避難行動がとれずに死傷する事態が発生するおそれがある。早期の避難が必要な高齢者や障害者など配慮を必要とする者への的確な情報伝達や避難支援が必要である。

推進方針

1 【情報伝達の強化】

- 防災行政無線のデジタル化に伴い、高性能スピーカーの導入による情報発信の明瞭化を図るとともに、ラジオ、自動応答サービス、メールでの情報取得を可能とする。その他、防災アプリや Twitter、LINE 等 SNS からの情報発信を行うなど幅広い手段を確保し推進を図っていく。(4-1 再掲載)

- 4か国語（日・英・中・韓）併記の観光案内板の設置を進め、観光客自ら防災情報を取得できる環境整備を進めていく。
- 帰宅困難者防災ガイド（日・英・中・韓）を作成し、帰宅困難者用の区および都の一時滞在施設および徒歩帰宅候補施設の掲載を行い、区内の主要な事業所、施設に配布し周知を進めていく。
- 外国人に対し、ホームページ等で防災知識の普及を図っていく。また、外国人の情報収集等に係るサポートを実施するため、都等と連携し、外国人災害情報センターとの情報交換を行える体制を整えていく。
- 避難行動要支援者名簿登載者への個別支援計画の作成を進め、要配慮者への災害時の支援方法の確立を図っていく。



町会との訓練の様子

事前に備えるべき目標2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性の評価

1 【備蓄品の確保】

- 避難者の生命を守るための食糧、水、毛布等の生活必需品は都の備蓄分を含め概ね3日分を確保しているところであるが、生活必需品の備蓄には、乳幼児用ミルクやハラール対応の食糧など生活必需品も多岐に渡っており、またスマートフォンの充電等停電や感染症に対応できる備蓄についても充実させる必要がある。
- 災害時の水確保のため、井戸等の整備、維持を図る必要がある。
- 各家庭にて最低3日分の備蓄を働きかけているが、区民の意識調査結果では4割の区民が備蓄を行っていないとの結果も出ており、より一層の啓発が必要である。

2 【物資輸送経路の確保】

- 緊急輸送道路等の損傷に伴い物資輸送の遅延も想定されることから、水上ルートなど複数の手段を確保する必要がある。(8-4再掲載)
- 路上に滞留した観光バス等による交通渋滞に伴い、物資輸送車両等の通行が困難となり、物資供給に支障が生じる恐れがある。

推進方針

1 【備蓄品の確保】

- 様々な災害や避難者ニーズを想定した備蓄品の維持、管理を図る。
- 食料をはじめとする災害対策用物資・資機材を供給するために、水害時も含め活用可能な地域の拠点となる防災備蓄倉庫の確保を推進する。
- 感染症や大規模食中毒などの健康危機管理発生時において、迅速かつ的確な対応をとるため、平常時から関係機関との協力体制の確保に努める。
- 区民に個人備蓄を理解し実践してもらうため、各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による防災出前講座などの機会を通じて啓発を図る。

2 【物資輸送経路の確保】

- 防災船着場としての機能を常に維持し、災害発生時には河川管理者である都と連携し緊急利用に対応できるよう体制を整える。(8-4再掲載)

- 観光バス予約システムの利用促進や充実、需要に応じた駐車スペースの確保などにより、大型バスの路上駐車を軽減し、震災時における交通の円滑化を図っていく。

2-2 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

脆弱性の評価

1 【帰宅困難者用備蓄の確保】

- 駅周辺の混乱を避けるため、各事業所では一斉帰宅の抑制を図り、事業所内に従業員用の備蓄を確保することになっている。災害時の帰宅困難者対策として駅周辺の混乱を回避できるよう、引き続き各事業者への働きかけを進める必要がある。

2 【一時滞在スペースの確保】

- 帰宅困難者が滞在する一時滞在施設の充実にも努め、発災時の混乱を最小限に抑える必要がある。
- 帰宅困難者への一斉帰宅抑制や事業者および鉄道関係者との連携が必要となる。

3 【帰宅困難者の帰宅手段の確保】

- 一時滞在した帰宅困難者を段階的に帰宅させる手段の一つとして、防災船着場を活用することについて更に検討を進める必要がある。

推進方針

1 【帰宅困難者用備蓄の確保】

- 各事業者向けリーフレット等による周知を行うとともに、都と連携した取組を進める。

2 【一時滞在スペースの確保】

- 駅前滞留者対策推進協議会の場で、駅前滞留者の解消について協議を進めるとともに、一時滞在可能なスペースを確保していく。
- 一時滞在候補施設として指定されている区有施設において、震災時に帰宅困難者を受け入れられるよう、施設保全の徹底と計画的な設備更新を進めるとともに、関係機関等との連携体制の整備強化を図っていく。

3 【帰宅困難者の帰宅支援の確保】

- 防災船着場を活用した帰宅困難者の帰宅方法などについて、都と連携して検討を進める。

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の評価

1 【医療救護体制の整備】

- 大規模災害時には、交通網や通信網が機能しなくなり、医療従事者や負傷者が救護所や医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがある。

2 【医療に必要なライフラインの確保】

- 大規模地震や大型台風等の自然災害では、電柱倒壊による電線の切断等により、電気や電話等のライフラインが途絶され、医療機能に支障が生じることが想定されることから、無電柱化を推進し、医療に必要なライフラインを確保する必要がある。

推進方針

1 【医療救護体制の整備】

- 災害時における医療機能の確保のため、医師会等の関係機関と協議を行うとともに、水害時も想定した医療救護訓練や関係機関相互の連絡訓練、医療従事者向けの講習会を実施し、医療救護体制の整備を推進する。

2 【医療に必要なライフラインの確保】

- 災害時における電柱倒壊による電線の切断を防ぎ、医療に必要なライフラインを確保するため、無電柱化を推進する。

2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生などによる健康状態の悪化・死者の発生
-----	--

脆弱性の評価

1【避難所等の環境整備】

- 避難所での炊き出しや食事の提供時に不衛生な取り扱いがあった場合、大規模な食中毒が発生してしまうおそれがある。
- 避難所生活時や物資提供時において、接触、飛沫等による感染症がまん延する可能性があり、感染症対策の徹底が必要である。

2【設備点検の推進】

- 災害発生時に、建築物の貯水槽等の破損により、飲料水に不純物が混入し汚染されるおそれがある。

推進方針

1【避難所内の環境整備】

- 平常時からの食品監視業務において、食品関係事業者に対し衛生意識の向上や食中毒予防の啓発指導を行っていく。また、区民及び事業者に対し、食中毒予防の啓発イベントや街頭相談の実施、メールマガジンや紙媒体での情報提供などを実施し推進を図っていく。
- 食中毒発生時の対応について、関係自治体と大規模食中毒訓練を実施しており、引き続き関係自治体との連携のもと訓練を実施し対策を進めていく。また、食品関係事業者から収去した食品の検査を実施し、その結果に基づいた指導などを行い発生時への取組を進めていく。
- 感染症対策を講じた避難所運営の推進を図るとともに、国や都等からの情報収集に努め、最新の対策が講じられるよう取組を進めていく。

2【設備点検の推進】

- 施設所有者・管理者に対し、給水設備の維持管理について普及啓発を行う。

事前に備えるべき目標3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 区有施設及び区職員等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性の評価

1 【施設の防災機能の強化】

- 災害時の非常時優先業務を執行するため、業務遂行の拠点となる区有施設の安全を保ち、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務の執行環境を適切に整備しておく必要がある。
- 災害対策本部が設置される本庁舎では、発災直後から応急対策業務を行える電力等ライフラインの確保に努める必要がある。また、本庁舎が被災した場合の備えとして代替機能の充実を図る必要がある。

2 【行政機能の維持】

- 災害発生時に非常時優先業務、特に応急対策業務を執行するためには、必要な人員の確保と適切な配置等を行う必要がある。

推進方針

1 【施設の防災機能の強化】

- 台東区公共施設保全計画に基づき、予防保全型管理の推進と計画的な施設更新を行い、区有施設の維持を図っていく。(1-1再掲載)
- 事務スペースなどに設置している備品の転倒防止対策を進めていく。(1-1再掲載)
- 災害時の本部機能を維持するため、代替施設として位置づけている谷中防災コミュニティセンターの本部機能の設備が災害時有効に活用できるよう維持に努めるとともに、具体的な活用方法を見据えた訓練等を実施し、災害時に備えていく。

2 【行政機能の維持】

- 業務継続計画を随時見直し行政機能の維持を図る。また他自治体からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制を整備する。

事前に備えるべき目標4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止（郵便事業、テレビ、ラジオ放送の中断等）
<p data-bbox="240 555 440 600">脆弱性の評価</p> <p data-bbox="247 607 547 645">1 【行政機能の確保】</p> <ul data-bbox="268 656 1353 1171" style="list-style-type: none"><li data-bbox="268 656 1353 887">○ 発災時に区民への情報伝達、行政機能の確保を行うには、庁舎等が長期間にわたり電力供給停止になっても、必要不可欠な業務を行うための情報通信機能を確保することが必要になる。また、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、災害に強いデータセンターの活用や、代替拠点での業務継続など災害に備えた ICT 基盤を整備する必要がある。<li data-bbox="268 898 1353 1171">○ 発災時には、テレビやラジオ放送が中断する可能性もあり、区民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止に非常に重要である。近年、Wi-Fi の整備やスマートフォン・タブレット端末等の普及を踏まえ、既設設備の維持管理および ICT の活用をはじめ様々な情報通信手段を確保するとともに防災行政無線の整備や通信訓練を実施する必要がある。 <p data-bbox="240 1227 373 1272">推進方針</p> <p data-bbox="247 1279 547 1317">1 【行政機能の確保】</p> <ul data-bbox="268 1328 1353 1989" style="list-style-type: none"><li data-bbox="268 1328 1353 1603">○ 災害時において必要最低限の業務継続を可能にするため、平成 29 年度より情報システムのクラウド化を推進し、システム基盤の災害に強いクラウドデータセンターへの移行を進めるとともに、本庁舎が停電等で利用できない場合に代替拠点で業務継続できるように情報通信基盤の整備を行っている。より具体的な対応手順を確立するため、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定に向け検討していく。<li data-bbox="268 1615 1353 1794">○ データセンターの要件に耐震対策、漏水対策、火災対策を入れ、また大規模停電時においても、サーバ室設備への電力供給が停止しないよう措置しているデータセンターを選ぶことで、影響を最小限に抑えるよう努める。<li data-bbox="268 1805 1353 1989">○ 防災行政無線のデジタル化に伴い、高性能スピーカーの導入による強化を図るとともに、ラジオ、電話での自動応答サービス、メールでの取得を可能とする。その他、防災アプリや Twitter、LINE 等 SNS からの情報発信を行うなど幅広い手段を確保し推進を図る。（1-5 再掲載）	

事前に備えるべき目標5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性の評価

1 【経営者への防災意識の啓発】

- 区内には 2 万を超える事業所が集積しており、多種多様な経済活動が営まれている。減災や発生後の経済活動の速やかな再開のためには、日頃から事業所ごとの自主的な対策が重要である。特に、経営者の防災意識を高め、様々な危機リスクを想定した、日ごろからの準備を促進していくことが必要となってくる。

2 【事業所内防災管理体制の促進】

- 災害に備え、事業所の防災管理体制を整備し、様々な危機リスクを想定した、日ごろからの準備を促進していくことが必要となってくる。
- 近年急速な発展が進んでいる ICT の活用は、企業の生産性向上に資するのみならず、サプライチェーンの維持や、災害により対応せざるを得ないビジネススタイルの転換にも、重要性が高まってきている。災害リスクも想定した、区中小企業の ICT の導入の促進を図っていく必要がある。
- 発災後の経済活動の速やかな再開のためには、緊急対応のための資金調達をはじめ、サプライチェーンの再構築、新たな販路開拓などといった、経営課題に適切に対応していかなければならない。相談できる支援者がいない中小企業を対象に、ビジネス支援ネットワークを活用した、様々な専門家によるアドバイス支援を速やかに実施していく必要がある。

推進方針

1 【経営者への防災意識の啓発】

- 区内中小企業の経営者等に対し、経営のリスク管理に対する普及・啓発活動を行い、区内事業者の危機管理能力の向上を図る。特に、災害時のリスク軽減や、災害発生後の速やかな事業復旧を促進していくための、BCP（事業継続計画）については、継続してその意義や必要性を発信していく。

2【事業所内防災管理体制の促進】

- 区内中小企業に対し、災害時のリスク軽減や、災害発生後の速やかな事業復旧のための BCP（事業継続計画）策定に関する助成を行うことで、区内中小企業の BCP 策定を促進していく。
- 区内中小企業の ICT 等導入の普及啓発を図るとともに、先端技術の導入の支援を進めていくことで、災害に強い中小企業の経営基盤の整備を促進していく。
- 災害発生後に速やかに、区内中小企業が専門家に相談できる窓口を開設し、経済活動の再開を支援していく。
- 災害発生後に速やかに、操業支援施設としての機能を再開し、地域産業の回復の一助としていく。

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性の評価

1【受援体制の構築】

- 災害時の他自治体から確実に支援が得られるよう姉妹友好都市との相互応援協定を締結しているが、区民等へ安定した物資供給を行うため、更なる連携体制の構築が必要である。

2【備蓄の啓発】

- 災害発生直後のライフラインの途絶や物流の機能停止に備え、日頃からの備えとして区民に備蓄等の確保を働きかける必要がある。

推進方針

1【受援体制の構築】

- 姉妹友好都市に加え、連携都市と災害時協定を締結し、幅広い連携体制を進めていく。
- 国が実施する物資支援は、プッシュ型支援に加え、「物資調達・輸送調整等支援システム」活用して、被災自治体の要望した物資を支援していくこととしている。国が行う訓練等に参加し、円滑に支援を受けられるよう連携を進めていく。

2【備蓄の啓発】

- 区民等に向け訓練や防災講話等の機会に、最低3日（できれば1週間分）の備蓄品を用意するよう働きかけを進める。

携帯トイレ

2人用コンパクト型 1日2回入
 1日2回入のコンパクト型は、従来の1/2の大きさで、持ち運びが楽です。また、コンパクト型は、従来の1/2の大きさで、持ち運びが楽です。

2,000円(税別)

購入希望の商品をハガキまたはFAXでお申込みください。
 お申込みの受付は令和3(2021)年5月31日(日)の午後までとさせていただきます。

防災用品専用はがき/ハガキ

以下に防災用品を申込みます。

No.	品名	申込数量	申込金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
合計			
郵便料(別注)			
送料(別注)			
合計金額			

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 防災用品専用はがき/ハガキを封筒に入れてください。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 防災用品専用はがき/ハガキを封筒に入れてください。

TEL:03-3606-8200

TEL:03-5246-1094

防災用品 あっせんのご案内

暮らしの中の防災対策
 地震発生時の被害を軽減するための対策として、家具や寝具を固定し、避難経路を確認し、防災用品を準備することが大切です。

地震対策用品

家具固定器具
 家具や寝具を固定し、地震発生時の被害を軽減するための対策として、家具や寝具を固定することが大切です。

防災用品
 地震発生時の被害を軽減するための対策として、防災用品を準備することが大切です。

避難経路の確認
 地震発生時の被害を軽減するための対策として、避難経路を確認することが大切です。

防災用品の準備
 地震発生時の被害を軽減するための対策として、防災用品を準備することが大切です。

防災用品あっせんのチラシ

事前に備えるべき目標6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 ライフラインの長期間にわたる供給停止

脆弱性の評価

1 【ライフラインの確保】

- 電気、ガスの停止により自家発電装置の安定運用が必要となる。
- 災害時に区民に必要な生活水の確保が必要となる。
- 送電線の断絶等による長期に渡る大規模な停電の発生に備え、早期の復旧を図れるよう対策を講じる必要がある。
- 夜間に災害が発生し商用電力が供給されない場合、公園等の一時集合場所に集合した人たちが、暗闇の中で混乱して危険に陥る。
- 道路には多くのライフラインが設置されており、災害後のライフラインの復旧には道路と民有地の境界が明確であることが必要である。

推進方針

1 【ライフラインの確保】

- 関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、定期的な確認・調整を行っていく。
- 水道局と連携しスタンドパイプ等資器材を活用した水の供給を速やかに行えるよう訓練を実施するとともに、防災用井戸の整備や維持を図っていく。
- 大規模停電に備え、東京電力との協定に基づき早期の電力復旧を図れるよう連携に努めていく。
- 災害により夜間に商用電力が供給されない場合、一時集合場所に集合した人たちが安全に滞在するため、公園内のソーラー照明灯の設置を進める。
- 道路と民有地との境界を明確にするため平常時から地籍調査を進める。

脆弱性の評価

1 【交通手段の確保】

- 発災時は、建物の倒壊や道路の損傷に伴い、車両の通行ができなくなるほか、被災に伴い、運転士や車両の確保、燃料の補充などが困難となり、「めぐりん」の運行がストップする事態が想定される。
「めぐりん」は高齢者、障害者、子育て世帯などの区内移動を支援するものであり、区民等の生活基盤の一部となっていることから、道路等が復旧した際に、速やかに運行を再開できるようにする必要がある。
- 災害発生時には交通機関の停止により、帰宅困難者の発生など混乱が生じることが懸念されているが、帰宅困難者に向けた正確な情報伝達が図れるよう連携を進めていく必要がある。

2 【避難・救急活動・物資輸送経路の確保】

- 高齢者、障害者等を含めたすべての人が迅速に避難することができるようにするとともに、救急活動、物資輸送が実施できるよう閉塞状態となった道路への啓開体制を強化する必要がある。
- 大規模地震や大型台風等の自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるため、無電柱化の推進が必要である。
- 災害時において、安全に避難ができるように、橋梁を常に良好な状態に維持することが必要である。

推進方針

1 【交通手段の確保】

- 「めぐりん」の運行については、平時から、運行事業者との緊急連絡体制やBCPの整備について協議を行い、災害発生時の対応に備えていく。
また災害時における区内及び運行事業者の被災状況を踏まえ、病院と区有施設間の往復運行などについて協議を行うほか、運行情報をきめ細かく発信する体制の構築を図っていく。
- バスや鉄道事業者と日頃からの連携を進め、災害時の情報共有を図っていく。

2【避難・救急活動・物資輸送経路の確保】

- すべての道路利用者が安全かつ快適に通行できるよう平常時から道路を良好な状態に維持する。
- 民間企業との道路啓開に関する協定に基づき、訓練等を実施し連携体制の充実を図る。
- 災害時における電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ、避難や救急活動、物資輸送経路の確保を図るためにも無電柱化を推進する。
- 橋梁の定期点検を実施し、損傷や変状を早期に発見して適切な措置を行うことで、損傷の予防に努める。老朽の度合いによっては橋梁の架け替えを検討し、橋梁を良好な状態に保全し、災害後も利用者の安全性と快適性の確保を図る。



台東区内の無電柱化された道路

事前に備えるべき目標7

制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性の評価

1【不燃化促進・活動困難区域解消】

- 密集住宅市街地や準防火地域または新たな防火規制内の地域（密集住宅市街地は除く）において、地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物等への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。また、狭い道路が多く、消防車等の進入が困難となる。（1-1再掲載）
- 道路は、区民等が安心して安全に暮らしていくうえで、重要な役割を担っている。しかし、区内には幅員4メートル未満の狭あい道路が多く存在し、日照・通風等の確保が難しいといった住環境の面だけでなく、地震や火災などの災害時や緊急時の消火活動や避難・救急活動に支障を及ぼし、火災の延焼を助長するなどのおそれがある。（1-1再掲載）

2【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】

- 地震発生時に大規模火災が発生した際、木造建築物への延焼が発生し、多数の死傷者が発生する。特に阪神・淡路大震災や東日本で発生した火災の6割以上が電気に起因する火災とされており、停電が復旧した際に起きる通電火災を防ぐ必要がある。（1-1再掲載）
- 首都直下地震が発生し自宅が倒壊した際、避難所での生活が余儀なくされる。その際に避難所の立上げ時には避難者間の衝突・混乱が予想される。町会を中心とした地域コミュニティの強化および区や防災機関との連携が必要となる。（1-1再掲載）

推進方針

1【不燃化促進・活動困難区域解消】

- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、老朽建築物の除却または建替後の建築物を耐火建築物または準耐火建築物にすることにより、建築物の不燃化を促進していく。また、道路用地や公園用地を取得し、道路の拡幅整備やオープンスペースの整備をしていく。（1-1再掲載）
- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、地域住宅計画に基づく事業により、建築基準法の規定よりも耐火性能を向上させた建築物の整備を促進していく。（1-1再掲載）

- 震災後に火災が発生する場合などを想定し、敷地の細分化防止、高さの制限、防災区画道路の拡幅等の規制をかけ、住環境の向上や防災性の向上を図っていく。また、既存のまち並みの維持保全にも配慮しつつ、地区の特性等に応じたまちづくりを推進するなどの対応や防災計画を検討する必要があるため、新たな景観誘導策手法を用いて、密集事業（密集市街地総合防災事業等）の推進と谷中の美しい歴史的風土を維持していく。（1－1再掲載）
- 地域が中心となるまちづくり協議会等の場において、地区全体のまちづくりの目標や各分野別方針に基づき協議を行い、防災力の向上を図っていく。また、防災訓練において、初期消火訓練等の図上訓練や不燃化セミナーを都や消防署と連携して実施し、区域全体での官民の連携した防災意識の向上を図っていく。（1－1再掲載）
- 不燃領域率の低い地域を対象に、建替え支援事業を実施する。これにより木造建築物から準耐火・耐火建築物への建て替えを促進することで、大規模な地震等による火災時の延焼防止を図り、災害に強いまちづくりを推進する。（1－1再掲載）
- 安全・安心なまちづくり、良好な住環境の形成の早期実現のため、整備支障物件の除去等に要する費用の助成や整備用地の舗装等を行い、狭あい道路整備を推進する。（1－1再掲載）

2【区民の防災力向上・初期消火体制の強化】

- 東京都が公表する火災危険度の高い地域（町丁名別）にスタンドパイプ等の消火資器材を配備するとともに、消火資器材を活用した初期消火訓練を実施し、地域の初期消火体制の強化を図っていく。（1－1再掲載）
- 発災時の電気を起因とする火災を防ぐ感震ブレーカーの普及啓発を図り、防火体制の強化を図っていく。（1－1再掲載）
- 各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による訓練指導や防災出前講座を実施し、区と区民及び防災機関との連携強化を図り、地域の防災力向上を図っていく。（1－1再掲載）

7-2 風評被害等による経済等への甚大な影響

脆弱性の評価

1 【観光客誘致・情報発信の推進】

- 発災後、台東区の魅力をアピールできるような映像のメディア発信量が社会全体で減少し、また観光スポットである台東区は、被災状況などをメディアが報じやすい環境にあり、観光客が大幅に減少する可能性があることから復興等のアピールが必要となる。
- 発災後、メディアや旅行会社等向けの文化体験型ツアー等の提供機会が無くなる可能性があり、シティセールスの機会の創出が必要となる。

推進方針

1 【観光客の誘致・情報発信の推進】

- 災害の状況に合わせて、フィルム・コミッションによりメディアの発信力を活用することで、台東区の魅力や安全性を国内外にアピールし、復興後の観光客の誘致を図る。
- 災害の状況に合わせて、文化体験型メニューの情報提供を再開することで、復興後の観光客の誘致を図る。
- 観光ウェブサイトや SNS を活用し、災害の状況に合わせた観光客向けの情報を発信することで、復興後の観光客の誘致を図る。また、災害の状況に合わせて、戦略的なシティセールス等プロモーションを行うことで、復興後の観光客の誘致を図る。

事前に備えるべき目標8

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>脆弱性の評価</p> <p>1 【災害廃棄物処理方法の確立】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害時、被災した区民の排出する生活ごみや損壊家屋の撤去等により排出される災害がれき、住居の片づけを行う際に排出される片付けごみなどを分別し、速やかに処分する必要があり、その処理方法については計画的に処分を行う必要がある。 <p>推進方針</p> <p>1 【災害廃棄物処理方法の確立】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 台東区災害廃棄物処理計画に基づく発災時の計画的な処分を行えるよう区内体制を確立するとともに、都や清掃一部事務組合と連携を図っていく。	

8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>脆弱性の評価</p> <p>1 【復興体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 区の復興体制は災害対策本部条例により区内体制が定められているが、早期復興を行えるよう事前の備えを行う必要がある。 <p>2 【罹災証明の発行体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 発災時、倒壊した家屋について応急復旧期・復興期における住家被害認定調査・罹災証明発行・被害者台帳作成により、速やかに生活復興を行う必要がある。そのため、被災者生活再建支援業務に従事する職員の確保が必要となる。	

推進方針

1 【復興体制の構築】

- 台東区震災復興マニュアルを活用した訓練等により職員の育成に努めていく。

2 【罹災証明の発行体制の構築】

- 被災者生活再建支援システムの導入を行うとともに、住家被害認定調査に必要な物品は確保できている。罹災証明は区民生活を支援する基となるものであることから、遅滞なく適切に対応できるよう研修等の実施により職員の育成に努めていく。

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

脆弱性の評価

1 【地域コミュニティの構築・推進】

- 災害時には様々な混乱が生じ、住民同士の協力に基づく災害活動が弱まる可能性がある。日頃から顔の見える関係の構築が必要となる。
- 災害時には家屋の損壊、倒壊により避難所等へ避難する者が多くなることから、地域全体の防犯力が低下する恐れがあり、平常時からの防犯に向けた取組が必要となる。
- 首都直下型地震が発生し自宅が倒壊した際、避難所での生活が余儀なくされる。その際に避難所の立上げ時には避難者間の衝突・混乱が予想される。町会を中心とした地域コミュニティの強化および区や防災機関との連携が必要となる。
- マンション、マンション所有者、及びマンション居住者が被災した場合、管理組合の理事会、総会等の開催自体や、開催できても各自の被災状況の違いにより、合意形成を図ることが困難になることで、適正な管理を行えなくなることが懸念される。
- 区内に在住する外国人は増加傾向にあるが、国籍や民族が異なる人々が、地域の構成員として共に生きていける地域づくりを推進する必要がある。

推進方針

1 【地域コミュニティの構築・推進】

- 地域コミュニティの強化のため、防災訓練や防犯パトロールなどに参加を呼びかけ、日頃からの顔の見える環境づくりに取り組んでいく。
- 地域で設置する防犯カメラの運用を進め、平常時からの防犯設備の整備を進めていく。
- 各種防災訓練、防災フェア、防災普及指導員による訓練指導や防災出前講座を実施し、区と区民及び防災機関との連携強化を図り、地域の防災力向上を図っていく。特に避難所単位の防災訓練では組立式トイレの設置・スタンドパイプの設置等、ライフラインの確保に必要な資機材の使用方を訓練している。また、高層住宅や外国人への対応など、新たな災害時の課題についても対策を進めていく。
- マンション管理組合に対し、管理・修繕相談員派遣による管理規約作成支援や専門家による管理組合運営や大規模修繕等についての相談会等を開催し、マンション内の管理組織への支援を行う。
- 外国人のための日本語教室や外国人との交流事業を実施し、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会の実現を図っていく。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

1 【橋梁の安全確保】

- 凌雲橋は、JR 山手線や京浜東北線など複数の線路上を跨ぐこ線橋であるとともに、上野公園への避難経路でもある。落橋した場合、交通機能への影響は甚大であり、根岸・入谷地区からの避難経路も遮断されるため、大規模地震等にも耐えうる本橋の安全性を確保する必要がある

2 【輸送経路の確保】

- 緊急輸送道路等の損傷に伴い物資輸送の遅延も想定されることから、水上ルートなど複数の手段を確保する必要がある。(2-1再掲載)
- 損壊した緊急輸送道路等を早期に復旧するには、道路区域の境界が明確である必要がある。

推進方針

1 【橋梁の安全確保】

- 老朽化した凌雲橋を架け替えることにより、通学路及び災害時の避難経路等である本橋について、大地震等にも耐えうる安全性の確保を図る。

2 【輸送経路の確保】

- 防災船着場としての機能を常に維持し、災害発生時には河川管理者である都と連携し緊急利用に対応できるよう体制を整える。(2-1再掲載)
- 境界標等が亡失しても官民境を復元することが可能である地籍調査を平常時から進める。

台東区国土強靱化地域計画

令和3年3月

編集 東京都台東区危機管理室危機・災害対策課
〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号
電話 03(5246)1111(代)

令和2年度登録第83号

台東区強靱化のための推進事業一覧

省庁名	推進事業
内閣府	地方創生整備推進交付金
警察庁	庁舎等整備事業
	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
総務省	地上基幹放送ネットワーク整備事業
	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
	民放ラジオ難聴解消支援事業
	公衆無線 LAN 環境整備支援事業
	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業
	消防防災施設整備費補助金
	緊急消防援助隊設備整備費補助金
文部科学省	学校施設環境改善交付金
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金
	次世代育成支援対策施設整備交付金
	保育所等整備交付金
	地方改善施設整備費補助金
国土交通省	道路事業
	河川事業
	砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業
	下水道事業
	都市公園・緑地等事業
	市街地整備事業<都市防災推進事業>
	市街地整備事業<都市再生区画整理事業>
	市街地整備事業<市街地再開発事業等>
	地域住宅計画に基づく事業<公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等>
	住環境整備事業<住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等>
	密集市街地総合防災事業
	空き家対策総合支援事業
	地域居住機能再生推進事業
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
	街なみ環境整備事業

【各施策分野とリスクシナリオとの対応表】

※ 台東区長期総合計画の各施策分野と台東区で起こりうる各リスクシナリオとの対応を示しています。

強化における推進目標		1					2				3	4	5	6		7		8			
		大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる					大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）				大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	制御不能な二次災害を発生させない	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
基本目標	分野	リスクシナリオ																			
		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	4-1	5-1	6-1	6-2	7-1	7-2	8-1	8-2	8-3	8-4
基本目標1 あらゆる世代が生産にわたって成長し輝くまちの実現																					
子育て分野																					
	施策1																				
	施策2	●	●	●		●			●		●	●			●		●				●
	施策3																				●
	施策4	●		●	●	●			●					●			●				
教育分野																					
	施策5																				
	施策6																				
	施策7																				
	施策8																				●
生涯学習分野																					
	施策9	●		●		●					●	●			●		●				●
	施策10										●	●			●						●
	施策11	●		●		●					●	●			●						●
	施策12														●						●
基本目標2 いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現																					
健康分野																					
	施策13																				●
	施策14																				●
	施策15												●								
	施策16												●								
	施策17												●								●
	施策18	●	●	●		●						●	●		●						●
	施策19												●								●
	施策20												●								●
福祉分野																					
	施策21												●								●
	施策22												●								●
	施策23	●	●	●	●	●						●	●		●		●				●
	施策24	●	●	●	●	●						●	●		●		●				●
	施策25																				●
	施策26																				●
	施策27																				●
基本目標3 活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現																					
文化分野																					
	施策28	●		●		●			●			●	●		●		●				●
	施策29																				●
	施策30																				●
	施策31	●		●		●			●			●	●		●		●				●
	施策32																				●
産業分野																					
	施策33																				●
	施策34																				●
	施策35	●		●		●			●			●	●		●		●				●
	施策36	●		●		●			●			●	●		●		●				●
観光分野																					
	施策37	●		●		●			●			●	●		●		●				●
	施策38																				●
	施策39																				●
	施策40																				●
基本目標4 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現																					
まちづくり分野																					
	施策41	●	●	●					●			●	●		●		●				●
	施策42																				●
	施策43	●																			●
	施策44																				●
	施策45																				●
防災防犯分野																					
	施策46	●	●	●	●	●			●			●	●		●		●				●
	施策47	●	●	●	●	●			●			●	●		●		●				●
	施策48	●	●	●	●	●			●			●	●		●		●				●
	施策49																				●
環境分野																					
	施策50																				
	施策51																				
	施策52																				●
	施策53																				●
	施策54																				●
多様な主体と連携した区政運営の推進(※リスクシナリオ該当は施策63のみ)																					
	施策63	●	●	●	●	●	●	●				●	●		●		●				●